明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**三七）　一
〔**府令・省令**〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**一）　五
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　六
○一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令（**内閣府・法務**二）　六
○特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・法務・財務**一）　六
○保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務**二）　六
○労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**五）　六
○農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**五）　六
○農水産業協同組合の優先出資に関する命令等の一部を改正する命令（**同**六）　六
〔**省　令**〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九六）　六
〔**告　示**〕
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（**総務**一七八）　六
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**同**一七九）　六
○蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針を定める件（**厚生労働**二六〇）　七
〔**公　告**〕
諸事項　七
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　八
裁判所
破産関係　八
特殊法人等
国立研究開発法人建築研究所、東日本高速道路株式会社工事開始、地方職員共済組合定款の一部変更、特定計量器型式承認、企業年金基金設立関係　八
会社その他
会社決算公告　八

府令

○内閣府令第三十七号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（営業の免許の申請等）

第一条　無尽業を営もうとする株式会社は、取締役（指名委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役）全員が署名をした免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　定款
二　事業方法書
三　無尽契約約款
四　会社の登記事項証明書
五　株主の氏名又は商号及びその持株数を記載した書面
六　創立総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十二条第一項の規定により創立総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該株式会社が株式移転により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があったものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があったことを証する書面）
七　営業所の位置を記載した書面
八　最近の日計表

2　無尽会社以外の株式会社が従前の目的を変更して無尽業を営むため無尽業法第二条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、前項各号（第六号を除く。）に掲げる書面のほか、次に掲げる書面を免許申請書に添付しなければならない。

一　株主総会の議事録
二　従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにした書面
三　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

3　無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

4　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

5　第三項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　申請者の商号
二　申請年月日